

マン管・管業

2024年度 実戦演習総まとめ講座

〔法令①〕

解説・総まとめ冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 002221 240883

VU24088

問 1**民法・その他法令 / 総則****〔問 1〕 正 解 2**

- 1 **誤** 意思表示は、意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる（民法 95 条 1 項 1 号）。本肢の場合、Aは、102 号室を売る旨の意思表示をしたが、101 号室を売るつもりであったから、意思表示に対応する意思を欠く錯誤があり、これは重要なものであるから、Aは、意思表示を取り消すことができる。しかし、Aの意思表示が当然に無効となるわけではない。
- 2 **正** 意思表示は、表意者がある真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない（民法 93 条 1 項本文）。もっとも、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする（同条項ただし書）。Bの意思表示は、その真意ではなく、そのことをBが認識していたが、Aがそのことに気づいていたので、AB間の売買契約は無効となる。
- 3 **誤** 強迫による意思表示は、取り消すことができる（民法 96 条 1 項）。強迫による意思表示の取消しは、第三者に対抗することができる（同条 3 項参照）。したがって、Aは、Cに対し、AB間の売買契約の取消しを対抗することができる。
- 4 **誤** 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（民法 96 条 2 項）。Bは、AがDの詐欺により売買契約を締結したことを知ることができたので、Aは、AB間の売買契約を取り消すことができる。

■ 意思表示等のまとめ

	当事者間の効力	第三者に対する対抗 (○:できる、×:できない)
心裡留保	原則：有効 例外：無効（相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたとき）	× (善意の第三者)
虚偽表示	無効	× (善意の第三者)
錯誤	取り消すことができる	× (善意無過失の第三者)
詐欺	取り消すことができる	× (善意無過失の第三者)
強迫	取り消すことができる	○